

埼玉県省エネナビゲーター倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県省エネナビゲーター事業実施要綱第9の規定に基づき、省エネナビゲーター（以下「ナビゲーター」という。）の業務において遵守すべき事項を定めることにより、本業務の適正及び信頼性を確保することを目的とする。

(倫理行動基準)

第2条 ナビゲーターは、産業・業務部門の地球温暖化対策を推進する役割を担っていることに誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、本業務に係る倫理の保持を図るために、以下の（１）から（５）までに掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

（１）ナビゲーターは、省エネ診断等を受ける事業者（以下「依頼者」という。）の利益を最大限に実現するよう努めること。

（２）ナビゲーターは、依頼者に対して、本業務の公正さ、公平さ及び中立性を保つために必要な情報を開示し、本業務を公平かつ道理に適った方法で提供するよう努めること。

（３）ナビゲーターは、本業務に誇りと責任を持ち、常に専門知識、技能及び能力の向上に努めながら、本業務を誠実に遂行すること。

（４）ナビゲーターは、自己の業務は自己及びその監督する埼玉県の責任において実行していることを自覚するとともに、依頼者に対してもその旨を適切に伝えること。

（５）ナビゲーターは、本業務を遂行するに当たり、誓約書（様式1）を遵守すること。

(登録証の携行と説明)

第3条 ナビゲーターは、省エネ診断等を行う際には、依頼者に対し埼玉県（温暖化対策課長）が発行する登録証（様式2）を提示し、身分の説明をしなければならない。

(情報の適正管理)

第4条 ナビゲーターが収集する情報は、本業務の実施に必要な最小限のものとし、ナビゲーターは、当該情報を本業務以外の目的に使用してはならない。

2 ナビゲーターは、本業務を実施する上で知り得た情報を、第三者（埼玉県を除く。）に漏えいしてはならない。

(守秘義務)

第5条 ナビゲーターは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(資格喪失後の情報の取扱)

第6条 第4条及び第5条については、ナビゲーターの認定に係る効力を失った後、又は取消しの処分後においても、同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第7条 ナビゲーターは、他のナビゲーターや埼玉県の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為をしてはならない。

(依頼者との関係における禁止事項)

第8条 ナビゲーターは、依頼者に対し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 情報の提供を強要すること。
- (2) 特定の製品等について購入を働きかける等の勧誘行為や営利活動を行うこと。
- (3) 埼玉県に無断で、本資格を行使した診断活動を行うこと。
- (4) 埼玉県の見解を代弁しているとの印象を与えるような言動をとること。
- (5) 政治活動、宗教活動、その他本業務と関わりのない行為を行うこと。
- (6) その他依頼者の意に反する行為を行うこと。

(金品等授受の禁止)

第9条 ナビゲーターは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 依頼者から診断料（テキスト代その他を含む。）や参加費など費用を徴収すること。
- (2) 依頼者から金銭及び物品を受けとること。

2 埼玉県は、ナビゲーターが前項に反し、依頼者から不当な利益を得た場合は、その返還を命じ、ナビゲーターの認定を取り消すことができる。

(事故等の対応)

第10条 ナビゲーターは、省エネ診断等を行う際には、依頼者の設備を操作しないものとする。ただし、支援のために操作の必要があり、かつ依頼者の了解があった場合には、この限りではない。

2 ナビゲーターは、前項ただし書きの規定により依頼者の設備を操作し、過失等により、破損、盗難等の損害を起こした場合には、自己の責任において対処しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年7月21日から施行する。